

生徒心得

福岡県立嘉穂東高等学校
(定 時 制 課 程)
生 徒 指 導 部

本校定時制の誓いに掲げる人材の育成に資するため以下の生徒心得を定めます。生徒一人ひとりがよりよい高校生活を送るために、以下の心得を心に記し、嘉穂東高等学校定時制の名に恥じない行動を実践しましょう。

第1章 定時制の誓い

- 一、誇れる社会人に
- 一、どこでもマナー守れる人に
- 一、思いやりの心を忘れずに
- 一、成長しあえる仲間づくりを

第2章 学校生活で気をつけること

- (1) 貴重品・スマートフォンの管理を自分でしよう。
- (2) 高価なものを学校に持ってこないようにしよう。
- (3) 金銭・物品の貸し借りはやめよう。
- (4) 自転車・バイク・ロッカーには鍵をかけよう。
- (5) 交通法規及び交通道德を守ろう。
- (6) 校内を常に清潔にし、自ら美化に努めよう。
- (7) 校内、登校時には、TPO に合わせた服装にしよう。
- (8) お互いの人格を尊重し、思いやりをもった行動をしよう。
- (9) 遅刻など無いよう時間を意識して行動しよう。
- (10) 学校長の許可なく印刷物の配布等をしない。

第3章 部活動に関して

- (1) 活動時間は最長で 21:45 までとし、22:00 までには校外に退出しましょう。
- (2) 当日の授業時間の完全出席3コマ以上した生徒のみ、その日の部活動の参加を認めます。
- (3) 部活動を理由として授業の遅刻・欠席などがないようにしましょう。
- (4) 活動場所の清掃と後片付けを徹底しましょう。
- (5) 考査初日の前日と考査最終日の前日までは、原則として部活動を禁止します。
- (6) 学校の許可なく部外者を部活動に参加させることを禁止します。
- (7) 顧問が不在の場合は活動できません。
- (8) 試合前の十分な練習が確保できたと顧問が判断できる場合に出場を認める。

第4章 特別指導(懲戒)に関して

以下の行為については、特別指導(懲戒)の対象とします。

- (1) 暴力行為
 - ・対人暴力
 - ・器物破損
- (2) いじめ行為
- (3) 刑法犯行為
 - ・強制性交等・わいせつ
 - ・恐喝
 - ・窃盗(万引き含む)
 - ・占有離脱物横領(落とし物を勝手に自分の物にするなど)
- (4) 不良行為
 - ・喫煙等:同席を含む(学校敷地内での喫煙は成人であっても禁止)
 - ・飲酒等
 - ・薬物乱用(大麻・シンナーなど)
 - ・危険物携帯
 - ・怠学
 - ・家出(保護者の許可のない外泊など含む)
 - ・深夜徘徊(未成年だけの午後11時以降の外出は補導の対象となります。)
 - ・ゴミの不法投棄(ポイ捨てなど)
- (5) 交通関係
 - ・交通違反(無免許運転(ほう助含む)・ヘルメット不着用・50CC二人乗りなど)
 - ・暴走行為(騒音・迷惑行為を含む)

※自動車・バイク(原付含む)を通学で使用する際は任意保険への加入が必要です。

※自転車についても、福岡県の条例で保険への加入が義務化されています。

※自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となっています。
- (6) 校則違反等
 - ・指導拒否
 - ・著しい授業態度不良(スマートフォン使用・私語・居眠り・再三の遅刻など)
 - ・定期考査における不正行為
 - ・限度を超える暴言
 - ・校内での配布物、掲示物について許可なく行うこと
- (7) SNS の取り扱いについて
 - ・無断で校内、生徒、教員を SNS に掲載すること(ライブ配信・動画撮影なども含む)

第5章 その他

- (1) 本生徒心得は令和6年4月1日より実施する。

安心安全な学校にする為には皆さんの協力が必要です。

生徒会規約

第1章 総則

第1条 本会を嘉穂東高等学校定時制生徒会と称する。

第2条 本会は本校定時制生徒をもって組織し、生徒は全て会員とする。

第2章 目的

第3条 本会は会員相互の親睦と心身の鍛錬、知性の啓発に努め、校風の発揚を図り、併せて自立精神を養うことを目的とする。

第3章 役員・委員

第4条 本会には次の役員を置く。

役員：会長1名、副会長、書記、会計（各2名以内）

委員：選挙管理委員、その他の委員については、適宜編成する。

第5条 本会の役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、生徒会を取りまとめる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に不測の事態が生じた場合、会長の任務を代行する。
- (3) 書記は総会・生徒会役員会・その他必要な会議の議事録を作成する。
- (4) 会計は、前年度の決算報告を行い、その年の予算の提案を行う。

第6条 本会の役員の任期は1年（12月から翌年11月）とする。選挙管理委員の任期は、1年（当該年度の終わりまで）とする。ただし、役員と選挙管理委員の兼任は認めないが、再任を妨げない。

第4章 機関

第7条 本会の目的を達成するために次の会議を開く。

- (1) 生徒総会
- (2) 生徒会役員会議

第8条 生徒総会は本会の最高議決機関であり、会員の2分の1以上の出席を以って成立する。定期総会は会長が召集する。また次の場合、会長は臨時に総会を召集することができる。議長はその都度、役員を除く会員の中から選出する。

- (1) 生徒会役員会が必要と認め決議した場合
- (2) 会員の3分の1以上の要請があった場合
- (3) 校長及び職員会議の要請があった場合

第9条 次の事項は、総会において審議決定する。

- (1) 本会の基本方針及び実施計画の立案
- (2) 予算及び決算の報告
- (3) 規約の改正及び廃止
- (4) 本会の会議の付託事項
- (5) その他緊急なる動議の提出のあった場合

第10条 生徒会役員会は本会の執行機関であり、会長、副会長、書記、会計をもって構成し、3分の2以上の出席をもって成立する。必要に応じて会長が召集し、議長は会長とする。

第11条 本会の決議事項は、職員会議の承認を得て施行する。

第5章 会計

第12条 本会の経費は会費及び入会金、寄付金、事業収入をもって充てる。本校の生徒は入学の際、入会金 3,000 円及び毎月 500 円ずつ生徒会費として納入するものとする。ただし、生徒総会の決定により臨時に徴収することができる。

第13条 会費の徴収及び現金の保管並びに支出は職員に委託する。

第14条 予算の編成には、下記の者がこれにあたる。
生徒会役員会・部活動顧問

第15条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第6章 選挙

第16条 生徒会役員選挙は原則、会員の直接無記名投票とする。

第17条 選挙管理委員は、選挙に関する業務を行う。

第7章 その他

第18条 本会に顧問を置く。顧問は定時制職員に委嘱し、本会の活動全般にわたり、積極的な指導・助言を行う。

第19条 会員及び会員の保護者の死亡等に関する支出は別に定めるところによる。

第20条 本規約の改廃は総会の決議によりこれを行うものとする。

第21条 本規約は令和5年6月1日より実施する。